

登園許可書

入船北保育園園長宛

組 氏名

お子様が、下記感染症の病気になった場合は、完全に治してから登園しましょう。
登園停止の期限については、学校安全保健法の基準を付記致します。該当欄に○印を付けてください。

病名	登園停止の期間
百日咳	特有の咳がなくなるまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後、3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫れが発現した後、5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹（三日ばしか）	発疹が消えるまで
水痘（水ぼうそう） 帯状疱疹	全ての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等主な症状がなくなった後、2日を過ぎるまで
結核	感染の危険がないと医師が認めるまで
腸管出血性大腸菌感染症 （O157、O26、O11等）	感染の危険がないと医師が認めるまで
流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失していること
急性出血性結膜炎	医師に感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症 （髄膜炎菌性髄膜炎）	医師に感染の恐れがないと認められていること

(医療機関名) _____ (出席停止期間 年 月 日 ~ 年 月 日)
年 月 日から登園しても支障がない状態と認めます。

医師サイン

印

※保護者の皆様へ

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断されたのち、登園を再開する際には、この「登園許可書」を保育所に提出してください。

年 月 日

保護者氏名